令和８年（フ）第２５０号
茨城県石岡市小幡3913番地
債務者　渡邊　浩美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２７６号
茨城県土浦市神立東一丁目８番26号　神立東川口住宅201号室
債務者　新垣　ロルデスこと　アラカキ　クシニモン　ロルデス　アンパロ
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１１６号
茨城県古河市諸川1553番地５
債務者　塚田　伴子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第２８９号
新潟県燕市下粟生津2744番地23
債務者　斎藤　和哉
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３１号
新潟市中央区上所３丁目２番９号　クレインウッド201号
債務者　泉　美穂子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５７号
新潟県五泉市村松乙696番地１　川井アパート１号室
債務者　滝澤　晋吾
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８９号
新潟市西区上新栄町３丁目６番30号　ハイツサンリオ202号
債務者　中村　光一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４１２号
新潟市江南区船戸山３丁目５番16号
債務者　佐藤咲貴子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４３９号
新潟市江南区木津３丁目２番38号
債務者　小野塚智恵子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４５２号
新潟市中央区上近江３丁目26番30号　メープル近江Ｃ101号
債務者　坂野上美紀
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４７６号
新潟市中央区長潟１丁目12番１号　ラ・ペル106号、前住所新潟市中央区上沼655番地サンビレッジフェリシアＤ棟102号
債務者　佐藤益治郎
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４号
富山県黒部市宇奈月町浦山1186番地１
債務者　坂口　陽雄
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第３７号
富山県魚津市木下新12番地11
債務者　西村佳寿美（旧姓大鐘）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第２８３号
山梨県甲府市幸町13番20号　ラブリハイツ202
債務者　岩浪　勝保
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９８号
山梨県甲斐市富竹新田1441番地３　小町荘201
債務者　大西ひかる
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４２号
山梨県都留市夏狩1842番地
債務者　亀田　勝子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和８年（フ）第１０６号
長野県上田市古安曽2105番地　ニングルテラスＢ102号、前住所長野県上田市富士山1582番地１
債務者　春原　国光
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
長野地方裁判所上田支部